## 広島県告示第七百三十五号

関から指定を辞退する旨の届出があった。 の例によるものとされる場合を含む。)第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機 永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてそ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

平成二十四年九月六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

形成外科・皮フ科・	きっかわ歯科クリニック	名称
廿日市市廿日市二丁目七番二六号	ゆめタウン黒瀬二階東広島市黒瀬町楢原一○○番地一	所 在 地
平成二四年七月一日	平成二四年五月二八日	辞退年月日